

令和5年
10/1
START

インボイス制度まで 1年を切りました。準備は大丈夫?

令和5年10月1日より「適格請求書等保存方式(消費税インボイス制度)」が開始します。

消費税及び仕入税額控除について
内容を理解してスムーズなスタートを!

消費税とは、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税で、消費者が負担し事業者が納税します。消費税の納付税額は、課税期間中の課税売上げに係る消費税額からその課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額を控除して計算します。この課税仕入れ等に係る消費税額の控除を仕入税額控除と言います。インボイス制度が開始するとインボイス発行事業者からの取引以外は仕入税額控除ができなくなります。

登録申請手続きのスケジュール

インボイス制度へ対応するためには

令和5年(2023年)3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。



*1令和5年3月31日までに登録申請書を提出できなかったことにつき困難な事情がある場合に令和5年9月30日までの間に登録申請書にその困難な事情を記載して提出し、税務署長により適格請求書発行事業者の登録を受けたときは、令和5年10月1日に登録を受けたこととみなされます。

適格請求書及び適格簡易請求書の記載事項

- 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

▼適格請求書の記載事項

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ②課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④課税資産の譲渡等の税抜価格又は税込価格を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥書類の工夫を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		
株式会社〇〇〇御中	△△商事株式会社	登録番号 T012345...
11月分 131,200円		××年11月30日
日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	12,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円
		軽減税率対象
(6)	(2)	(3)
(4)	(5)	(3)

ご対応
お早めに!
ご相談は
お気軽に!

鶴岡商工会議所では、インボイス制度の対応についてのご相談も承っておりますので、お気軽にお問い合わせください。また、年内最後のインボイスの説明会を令和4年12月15日(木)、16日(金)に昼の部と夜の部で開催します。詳しくは折り込みチラシ「消費税インボイス制度に関する説明会のご案内」をご覧ください。

鶴岡商工会議所経営支援課
TEL:0235-24-7711
軽減・インボイス相談センター
TEL:0120-205-553
鶴岡税務署
TEL:0235-22-1401

*出典:適格請求書等保存方式(インボイス制度)の手引き及び国税庁HP

10/21(金) インボイス制度の概要と 電子インボイス導入に向けた実務対応

*インボイス制度セミナー
●講師 税理士法人トリプル・ワイン顧
●場所 庄内産業振興センター

令和5年10月1日より消費税インボイス制度が開始となります。それにより消費税制が大きく変わります。当セミナーでは、インボイス制度の概要や適格請求書(インボイス)を発行するための条件や発行事業者の登録申請についての説明がありました。

また、適格請求書の記載事項や注意点について具体的に沿ってわかりやすく解説して頂きました。

受講者は、新しい制度が始まることから熱心にセミナーを受講し、終了後には質問をする受講者が見られました。最後に、令和5年10月1日より適用を受けるには原則令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があることから、今後もインボイス制度についての説明を予定しております。

詳しくは折り込みチラシをご覧ください。

8/2(火) 庄内空港の新しい展開について

●講師 山形県みらい企画創造部総合交通政策課長 大内皓介氏
●場所 全日本空輸株式会社庄内支店支店長 前田誠氏
●場所 いおり火の里な花ホール 多目的ホール

また、庄内空港の機能拡充に関する研修会

でした。

庄内空港の機能拡充に関する研修会

でした。

<p

